

処 分 基 準

平成16年 1 月28日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処 分 基 準：古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように 帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、かつ、 当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認め られる場合で、現にその是正、回復等をしようとしているとき 等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が 古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当す ることとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者 の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全総務課
備 考：